

第4期包括的維持管理業務委託の検証

1 はじめに

千葉市では、下水道経営の健全化と業務の効率化を図るため、市で管理する中央・南部浄化センター及びポンプ場等について、平成20年度から包括的民間委託により維持管理を実施している。

これまで、第1期は平成20年度から3年間、第2期は平成23年度から3年間、第3期は平成26年度から5年間で実施しており、第4期は平成31年度から令和5年度の5年間の委託契約とした。

第4期の契約期間の終了に当たり、第4期における業務実施内容等の検証を行った。

2 委託概要

- (1) 対象施設 中央・南部浄化センターごとに所管している全施設
(下水処理場、汚水ポンプ場、雨水ポンプ場、防潮ゲートなど)
- (2) 発注方式 放流水質などを規定する性能発注（レベル2.5）
(性能発注とは、市の放流水質などの要求水準を満たすことを条件とし、運転方法等の詳細は受注者に任せる方式)
- (3) 業務内容 水質管理、施設の運転操作及び保守点検（修繕含む）、ユーティリティ（電力・燃料・薬品等）の調達及び管理
- (4) 委託期間 平成31年度～令和5年度（5年間）

3 検証

(1) 全般的評価

①実施体制

委託期間を通して、適切な人員・有資格者を配置していた。

大雨、台風等の緊急時においても、適切な対応が行われた。

②保全・維持管理

委託期間を通して、計画的な維持管理が実施された。

老朽化が進んだ施設・設備が多い状況で、施設機能を維持し、適切な保全が行われた。

③運転管理【エネルギー管理】

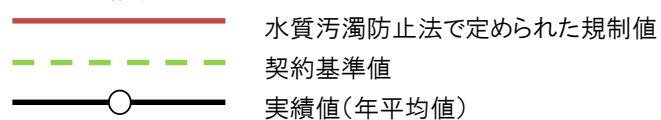
効率的な運転を行い、エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の削減に努めた。

(2) 要求水準の達成状況【水質管理】

委託期間を通して、すべての水質指標（COD、SS、T-N、T-P、大腸菌群数）について、契約基準を達成し、良好な処理状況を維持した。

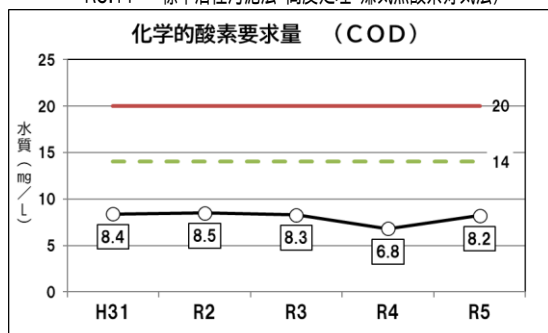
＜放流水質の推移＞

＜グラフの説明＞



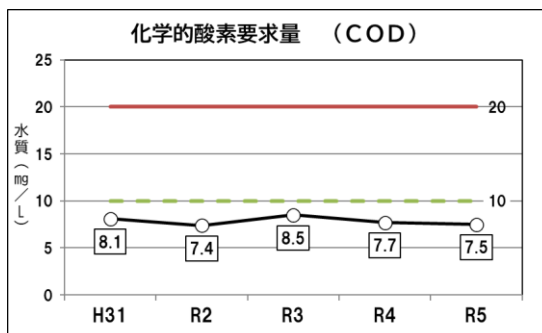
中央浄化センター

(～R3.10 標準活性汚泥法
R3.11～ 標準活性汚泥法・高度処理:嫌気無酸素好気法)

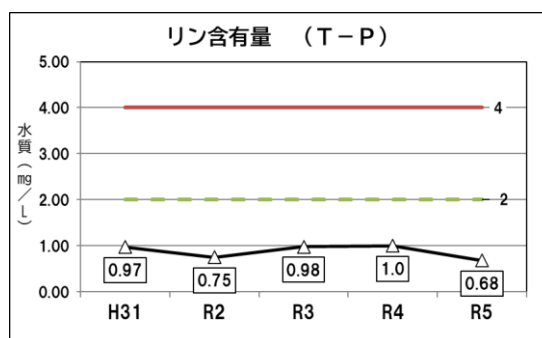
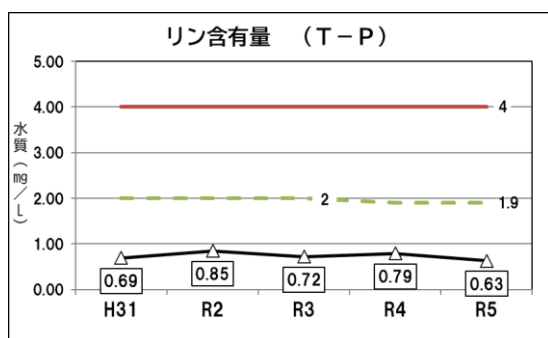


南部浄化センター

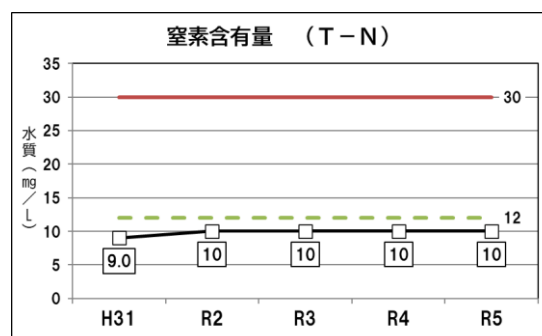
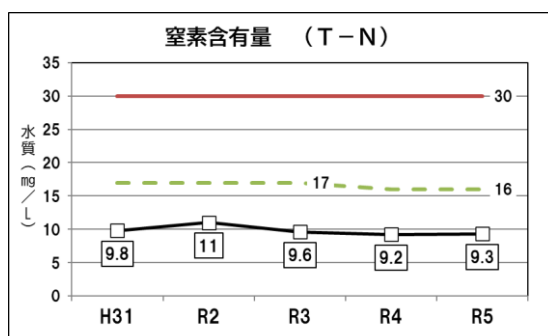
(高度処理:嫌気無酸素好気法)



CODとは、汚れの目安です。(有機物を酸化してその際使われる酸化剤の消費量)



リンは、赤潮等の原因となる物質です。(閉鎖性水域における富栄養化物質として下水処理工程での除去対象物質)



窒素は、赤潮等の原因となる物質です。(閉鎖性水域における富栄養化物質として下水処理工程での除去対象物質)

※本グラフは代表的な水質基準項目をグラフ化したものであり、他にも大腸菌群数やSS等の水質基準があります。